

入札説明書【一般競争入札】

中部地方整備局の「H23 半田地方合同庁舎改修ほか2件変更設計業務」に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 平成23年8月26日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官

中部地方整備局長 足立 敏之

名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

3 業務の概要

(1) 業務名 H23 半田地方合同庁舎改修ほか2件変更設計業務
(電子入札対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、半田地方合同庁舎改修、清水税関支署折戸宿舎耐震改修及び清水地方合同庁舎設備改修の変更設計業務を行うものである。（設備設計、積算を含む）

(3) 業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

① 施設名称 半田地方合同庁舎

敷地の場所 愛知県半田市宮路町200-3

施設概要 庁舎 鉄筋コンクリート造 3階建 1,790m²

設計内容 機械室の間仕切り、湯沸室の照明器具、トイレの掃除用兼排水口の追加変更設計及び現場発生事項に伴う変更設計

② 施設名称 清水税関支署折戸宿舎

敷地の場所 静岡県静岡市清水区折戸三丁目884-1

施設概要 宿舎（世帯） 鉄筋コンクリート造 4階建 1,396m²

宿舎（旧寮） 鉄筋コンクリート造 3階建 523m²

宿舎（新寮） 鉄筋コンクリート造 3階建 283m²

設計内容 建具の改修、排水管改修、避難ハッチ等の追加変更設計及び現場発生事項に伴う変更設計

③ 施設名称 清水地方合同庁舎
敷地の場所 静岡県静岡市清水区松原町312
施設概要 庁舎 鉄骨鉄筋コンクリート造 6階建 5, 535m²
設計内容 給水・ガスメーター、補給水ポンプ改修等の追加変更設計及び
現場発生事項に伴う変更設計

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成24年3月9日

(5) 入札方式等

- 1) 予定価格が1,000万円を越える場合、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する業務対象とする。
- 2) 予定価格が500万円以上1,000万円以下の場合、業務品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格を設定する業務対象とする。
- 3) 本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）の資料提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。
- 4) 電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「公開情報」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：国土交通省中部地方整備局総務部契約課
〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
TEL 052-953-8138 FAX 052-953-8199
まで持参により提出すること。

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

(6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ・特記仕様書6.(1)に示す成果品

4 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における建築関係建設コンサルタント業務に係る平成 23・24 年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。

⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑦ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 親会社と子会社の関係にある場合

イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア. については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 a) 又は b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※ 1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

(2) 業務拠点に関する要件

中部地方整備局管内（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）に営業拠点等を有する者でなければならない。

※ 営業拠点等とは、一級建築士が常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

(3) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成13年度以降に完了した以下に示す同種業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局等建築設計等委託業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務： 建築設計業務で競争参加資格申請書提出期限までに完了している実績。

但し、個人住宅及び軽微なものは除く。（軽微な者とは契約金額100万円未満の業務をいう）

※建築設計業務とは、入札説明書4.(7)注：※2の建築分野を含む業務とする。

(4) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者は、一級建築士の資格を有すること。

(5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成13年度以降に完了した以下に示す同種業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局等建築設計等委託業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、協力事務所の立場で実施した設計業務も同種として認める。

同種業務： 建築設計業務で競争参加資格申請書提出期限までに完了している実績。

但し、個人住宅及び軽微なものは除く。（軽微な者とは契約金額100万円未満の業務をいう）

※建築設計業務とは、入札説明書4.(7)注：※2の建築分野を含む業務とする。

(6) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

平成23年8月26日現在の全ての手持ち業務の件数が配置予定管理技術者は5件以下であること。なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者等として従事している契約金額が500万円以上の業務（ただし、工事監理業務、設計意図伝達業務、耐

震診断業務は除く。) をいう。

(7) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託する内容が総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

注：※1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」(平成10年10月1日建設省厚契発第37号)第15条の定義による。

※2 分担業務分野の分類は下記による。

分担業務分野	告示15号による分類
建築	総合
構造	構造
電気	設備
機械	

5 担当部局

〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号

国土交通省 中部地方整備局

①契約手続きに関すること：総務部契約課

電話 052-953-8138 FAX 052-953-8199
メールアドレス : keiyaku@cbt.mlit.go.jp

②競争参加資格確認申請書等の作成に関すること：営繕部整備課

電話 052-953-8191 FAX 052-953-9209

6 申請書等の提出等

(1) 入札参加希望者は、申請書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書等を提出すること。

提出方法は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに「申請書」(様式1)及び「資料」(様式2～7)を添付し提出すること。(技術提案書フィールドには、ファイルを添付する必要はないため、そのまま提出すること。)

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・一太郎 2007 以下
- ・Microsoft Word2002 以下
- ・Microsoft Excel2002 以下
- ・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下

画像ファイル JPEG及びGIF形式

圧縮ファイル LZH形式のみ

※ ZIP等、他の圧縮形式は認めない。

ただし、申請書等の容量が3MBを超える場合は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※注1）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。持参又は郵送等にて提出する場合は、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参、郵送等にて提出する場合は、提出書類は電子媒体（CD-R等）に6（2）の形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。

なお、郵送等で提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書等として送信すること。

- ①郵送等する旨の表示
- ②郵送等する書類の目録
- ③郵送等する書類のページ数
- ④発送年月日

また、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参又は郵送等により提出し、提出書類は電子媒体（CD-R等）に6（2）の形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。

提出期間及び提出先は以下のとおりとする。

- ・提出期間：別表②のとおり。
- ・提出先：5①と同じ。

※注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

（3）競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。

なお、競争参加資格確認通知の日は、別表①の日を予定する。

（4）その他

- ①申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②支出負担行為担当官は、提出された申請書等を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。
- ③提出された申請書等（CD-R等の電子媒体含む）は、返却しない。
- ④提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
- ⑤競争参加資格確認申請書等の押印は、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要である。ただし、紙入札参加者及び指定の容量を超えたため、持参、郵送により提出する場合は、押印すること。

⑥申請書等に関する問い合わせ先 5①と同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 申請書等を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格がないと認めた理由を付して通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、支出負担行為担当官中部地方整備局長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。
- (4) 競争参加資格がないと認めた理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ・受付場所：5①と同じ
 - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

8 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、電子入札システムにより提出することとし、提出後電話で通知すること。なお、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、公正な入札の確保が出来ないため、その者の行った入札を原則として無効とする。

紙入札方式の者は、持参又は電子メール（着信を確認すること。）により提出すること。なお、持参又は電子メールで提出する場合、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

- ①質問の受付先 : 5①と同じ。
- ②質問の受付期間 : 別表③のとおり。
- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより回答するので確認すること。また、下記のとおり閲覧に供する。なお、紙入札者に対しては別途回答する。
 - ①閲覧場所 : 中部地方整備局総務部契約課
 - ②閲覧期間 : 回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで

9 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札書の受付期間
別表④のとおり。（紙入札の場合も同じ。）
- (2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により①の契約手続きに関する担当部局まで持参又は郵送等すること。

(3) 開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

10 入札方法等に関する事項

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

ただし、場合によっては3回目を執行することがある。

なお、やむを得ない場合を除き随意契約には移行しない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 要。

12 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

13 入札の無効等

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時において指名停止を受けている者その他の開札の時において4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

また、入札参加者が競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分含む。）の交付を受けていない場合には、入札を無効とする。

14 落札者の決定方法

- (1) 予決令第98条で準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込を行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものの次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。
- (2) 予決令第85条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (3) 予決令第86条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局HP（<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「公開情報」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているので、入札参加に際して必ず確認すること。

15 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の（1）から（4）について実施するものとし、予決令第86条の調査に先立ち、開札後速やかに実施の可否について確認を行うものとする。その上で、すべての義務を果たせない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。なお、（1）ないし（2）については、いずれかを選択し実施するものとする。

(1) 増員担当技術者、配置予定技術者の制限

増員担当技術者、配置予定管理技術者の制限について次の事項を実施するものとし、配置する技術者は公共建築設計情報システム（P U B D I S）に登録すること。

・配置予定業務管理者と同等の能力と経験を有し、かつ過去5年間の中部地方整備局発注業務で地方整備局等建築設計等委託業務成績評定（監理業務の場合は地方整備局等建

築工事監理委託業務成績評定)に基づく業務成績が75点以上の業務における主任担当技術者以上の経験のある技術者を管理技術者と別に担当技術者(以下、「増員担当技術者」という)として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに契約図書に基づく受注業務の管理技術者と同席出席させる。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。

(2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した、平成23・24年度一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名とする。様式(中部地方整備局 <http://www.cbr.mlit.go.jp/contract/teinyusatsu/pdf/hinsitu-shoumei.pdf>)

また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、開札後に実施する低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段及び低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と(1)の増員担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

16 品質確保基準価格

- (1) 予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務においては、品質確保の観点から中部地方整備局が定めた価格(以下「品質確保基準価格」という)により、その価格を下回った場合は、「15 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務付けを行うものである。
- (2) 「15 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の記載されている調査基準価格を品質確保基準価格と読み替えて適用する。
- (3) 品質確保基準価格の算出方法は、予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。

17 再苦情申立て

- (1) 7の「支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明」及び17の「非落札理由の説明」に不服がある者は、支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先
- ・中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）
 - ・電話 052-953-8113（直通）内線2114（2222・3120）
 - ・時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

18 契約書作成の要否

建築設計業務委託契約書により契約書を作成するものとする。

19 支払条件

前金払 無 部分払 無

20 火災保険付保の要否 否。

21 関連情報を入手するための照会窓口 5②と同じ

22 申請書等の作成及び記載上の留意事項

申請書等の様式は、別紙（様式1～7（A4判））のとおりとし、文字サイズは10ポイント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

なお、提出書類について、この入札説明書及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は無効となることがある。

(1) 競争参加資格確認申請書の作成

競争参加資格確認申請書は、別添（様式-1）により作成するものとする。

(2) 競争参加資格確認資料の作成及び留意事項

競争参加資格確認資料は、別添（様式-2～7）に示すとおりとし、以下に留意し、作成するものとする。

①競争参加資格確認資料に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
入札参加希望者の業務拠点	・中部地方整備局管内（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）の業務拠点を記載する。

	<ul style="list-style-type: none"> 記載様式は様式－3とする。
入札参加希望者の同種業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加希望者が過去に受注した業務実績について記載する。 記載する業務は平成13年度以降に完了した業務とする。 記載する業務の件数は、1件とする。 記載様式は様式－4とし、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚以内に記載する。
配置予定管理技術者等の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定管理技術者について、資格、経歴等を記載する。 手持ち業務に関する要件が設定されている場合は、平成23年8月26日現在、国土交通省以外の発注者（国内外問わず。）のものも含めすべて記載する。 <p>なお、手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。</p> <p>また、手持ち業務とは管理技術者、主任技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の他の業務（ただし、工事監理業務、設計意図伝達業務、耐震診断業務は除く。）とし、プロポーザル方式による業務で配置予定管理技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載様式は様式－5とする。
配置予定管理技術者等の同種業務の実績	<p>配置予定管理技術者が過去に従事した同種の実績を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載する業務は平成13年度以降に完了した業務とする。 記載する業務の件数は1件とする。 過去に従事した同種業務の実績の立場を記載する。 記載様式は様式－6とし、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚以内に記載する。
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 業務分担の再委託等について記載する。 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託の内容、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

本業務における「主たる部分」とは、平成20年国土交通省告示15号における設計に該当する業務のうち、建築分野の業務をいう。

- ・記載様式は様式-7とする。
- ・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。

②業務実績を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

入札参加希望者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

ただし、入札参加希望者及び配置予定管理技術者の業務実績が、社団法人公共建築協会の「公共建築設計情報システム（P U B D I S）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる場合、業務カルテ受領書の写しを提出することで資料の写しは提出する必要がないが画面は提出すること。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

上記に記載した確認資料が提出されない場合は、実績等の確認が出来ないから資料提出の不備として、参加資格を与えないこととする。

23 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得、別冊中部地方整備局電子入札運用基準及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、申請書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (4) 本入札説明書に示す同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における同種又は類似業

務の実績をもって判断するものとする。

- (5) 申請書等の提出後においては、原則として記載された内容の変更を認めない。また、落札者は、申請書等に記載した配置予定管理技術者を当該業務の技術者として配置すること。技術者の変更は原則としてできない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更が必要となった場合には、変更後の技術者が当該技術者と同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (6) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
 - ・電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
- (7) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考すること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- (8) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は次のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話 03-3505-0514
電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
 - ・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、5
① へ連絡すること。

別表

①	競争参加資格確認通知の日	平成23年9月9日
②	申請書等の提出期間	平成23年8月29日から 平成23年9月5日までの10時00分から16時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
③	入札説明書の内容についての質問の受付期間	平成23年8月29日から 平成23年9月7日までの10時00分から16時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
④	入札書の受付期間	平成23年9月16日10時00分から 平成23年9月20日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成23年9月21日11時00分 中部地方整備局総務部契約課入札室

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 足立 敏之 殿

住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印
(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

平成23年8月26日付けで公告のありました「H23半田地方合同庁舎改修ほか2件変更設計業務」に係る競争参加資格について確認されたく必要書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注) 印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（380円）に相当する切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

(様式－2)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

中部地方整備局長 足立 敏之 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

H23半田地方合同庁舎改修ほか2件変更設計業務

競争参加資格確認資料

業種区分 建築関係建設コンサルタント

拠点所在地

業者コード

建築士事務所登録

連絡先 担当部署

氏 名

T E L

F A X

平成23年8月26日付で公告のありました「H23半田地方合同庁舎改修ほか2件変更設計業務」の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

注1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書等の、合計容量が3MBを超える場合には、持参又は郵送等（締切日時必着）で提出すること。この場合、提出書類は電子媒体（CD-R等）に入札説明書「6. 申請書等の提出等」の（2）の形式で作成したファイルを記録したもの添付すること。

注2) 印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

入札参加希望者

営業拠点等の所在地	
会社名	営業拠点等の所在地

※所在を証するものの写しを添付すること。（事務所登録証明書、パンフレット等）

入札参加希望者（企業）の同種業務の実績及び優良表彰の有無

業務の分類	同種業務
業務名	○○ ○○○○○○業務
受注形態	・単体 　・共同企業体（出資比率 %）
PUBDISの登録番号	<p>※登録有りの場合は下記について記入</p> <p>PUBDIS登録日：平成○○年○○月○○日（西暦○○○○年）</p> <p>PUBDIS登録 会社コード番号：○○○○○○○○○</p> <p>PUBDIS登録 業務コード：○○○○○○○○○</p> <p>PUBDIS登録 発注者コード：○○○○○○○○○</p> <p>※業務カルテ受領書の写しを提出すること。</p>
契約金額	○, ○○○, ○○○ 円（消費税込み）
契約日	平成○○年○○月○○日
履行期間	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
発注者（事業主）	○○○○○ ○○○○○○
住所	○○県○○○市○○区○○○ ○丁目○一○
TEL	○○○-○○○-○○○○
業務の概要	<p>1. 業務種別：○○○○業務</p> <p>2. 施設名称：</p> <p>3. 所在地：</p> <p>4. 建物用途：</p> <p>5. 構造：○○○○○○○○造</p> <p>6. 階数：地上○○階 地下○階</p> <p>7. 建築面積：○, ○○○ m²</p> <p>8. 延床面積：○, ○○○ m² (</p> <p>[主な業務内容]</p> <p>※配置図、平面図、及び面積算定表を添付。（建築設備の設計を含むことが条件の場合はその内容がわかる図面とも。A3に縮小。）</p>

※写真等を引用する場合も含めA4判1枚に記載する。（記載する業務の件数は1件とする。）

※業務の概要については具体的に記述すること。

※PUBDISに登録されていない業務、業務成績評定が実施されていない業務等は業務内容等が確認できる契約書及び業務計画書、仕様書、図面等の写しを添付する。登録してある場合でも、同種業務として判定できる図面は提出すること。

配置予定管理技術者の経歴等

①氏名 ふりがな	②生年月日				
③所属・役職					
④保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日) 一級建築士 第〇〇〇〇〇〇〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 建築設備士 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇 平成〇〇年〇〇月〇〇日					
※資格証等の写しを提出すること。					
⑤手持業務の状況（平成23年8月26日現在），契約金額500万円以上（ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。）					
業務名（PUBDIS登録番号）		職務上の立場	発注者	履行期間	契約金額
					(契約金額合計 万円)

※ 保有資格のコピーも併せて提出すること。

配置予定 管理技術者の同種業務の実績

業務の分類	同種業務
業務名	○○ ○○○○○○業務
受注形態	・単体 　・共同企業体 (出資比率 %)
PUBDISの登録番号	<p>※登録有りの場合は下記について記入</p> <p>PUBDIS登録日：平成○○年○○月○○日（西暦○○○○年）</p> <p>PUBDIS登録 会社コード番号：○○○○○○○○○</p> <p>PUBDIS登録 業務コード：○○○○○○○○○</p> <p>PUBDIS登録 発注者コード：○○○○○○○○○</p> <p>※業務カルテ受領書の写しを提出すること。</p>
契約金額	○, ○○○, ○○○ 円（消費税込み）
契約日	平成○○年○○月○○日
履行期間	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
発注者（事業主）	○○○○○ ○○○○○○
住所	○○県○○○市○○区○○○ ○丁目○一○
TEL	○○○-○○○-○○○○
業務の概要	<p>1. 業務種別：○○○○業務</p> <p>2. 施設名称：</p> <p>3. 所在地：</p> <p>4. 建物用途：</p> <p>5. 構造：○○○○○○○○造</p> <p>6. 階数：地上○○階 地下○階</p> <p>7. 建築面積：○, ○○○ m²</p> <p>8. 延床面積：○, ○○○ m²</p> <p>[主な業務内容]</p> <p>※配置図、平面図、及び面積算定表を添付。（建築設備の設計を含むことが条件の場合はその内容がわかる図面とも。A3に縮小。）</p>
業務に従事していた時の立場	<p>管理技術者、○○主任担当技術者、○○担当 等</p> <p>※業務に係わった事を証明できるものを添付すること。 (業務計画書等)</p>

※写真等を引用する場合も含めA4判1枚に記載する。（記載する業務の件数は1件とする。）

※業務の概要については具体的に記述すること。

※PUBDISに登録されていない業務、業務成績評定が実施されていない業務等は、業務内容等が確認できる契約書及び業務計画書、仕様書、図面等の写しを添付する。登録してある場合でも、同種業務として判定できる図面は提出すること。

・業務実施体制（業務分担の再委託等を記載）

分担業務の内容	備考（再委託の内容、その理由）

注1：業務の分担について記載するものとする。

業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する。

分担業務の内容は4.（9）※2の分類による。

注2：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託の内容、その理由（技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。